

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 鉄人化計画  
代表者名 代表取締役社長 日野 洋一  
(コード番号：2404 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 浦野 敏男  
(電話：03 - 5773 - 9184)

## 内部統制システムの構築に関する基本方針について

当社は平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

- (1) 当社は、倫理規程を設け、この中で当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性の確保などを定めている。取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に即した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守する。
- (2) 取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役は、監査役から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査役に毎年提出する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

- (1) 取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定にかかわる情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁にかかわる情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・保存、そしてそれらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (2) 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) 経営に重大な営業を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
- (2) コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、リスク・マネージメント委員会(以下単に「委員会」)を設置し、委員会及び委員長の職務権限(グループ企業全体に対する指導権限を有する。)と責任を明確にした体制を構築・整備する。

- (3) 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- (2) 取締役会付議に係る重要事項については、経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 事業に係わる法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立する。
- (2) 内部管理室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視する。
- (3) 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、委員会より定期的に状況報告を受ける。
- (4) 内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム(相談窓口)を委員会に設置する。
- (5) 委員会の設置により、法令等遵守に関する規程の整備、並びに倫理規程を周知徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図る。

#### 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- (2) 重要事項の報告及び周知徹底を行なう機関としてグループ経営会議を設置し、企業グループ間での情報の共有化を図ることとする。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

- (1) 監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、取締役は、当該業務を補助する使用人(以下「監査役スタッフ」として適切な人材を配置する。

#### 8. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

- (1) 監査役スタッフは、業務に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

#### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告できることとする。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査役に報告する。

## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため適宜会合を持つ。
- (2) 取締役は、監査役の職務の適切な執行のため監査役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- (4) 代表取締役・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

以 上